

# 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

資料 1

【基本目標 1】子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

【推進施策】（1）就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	就学前教育・保育環境の充実	すべての家庭の子どもが保護者や家庭の就労状況などにかかわらず、一体的な教育・保育と、子どもにとって重要な集団生活を受けられる環境の整備に取り組みます。	教育委員会	学校教育課	保護者や家庭の就労状況などにかかわらず、一体的な教育・保育を提供することのできる幼保連携型認定こども園の整備に向けて、関係部局とともに検討を行います。また、小規模の幼稚園においても、一定規模の適正な集団生活が経験できるような環境整備に取り組みます。	津市子ども・子育て支援事業計画に表した目標の5施設について、関係部局とともに、それぞれの地域の実態に合わせた具体的な検討を進めています。また、小規模幼稚園の解消に向けて、今後の幼稚園の在り方について、具体的な検討を進めています。
			健康福祉部	子育て推進課	民間保育所などを含めた就学前児童への教育・保育施設が提供体制等の確保や充実を図りつつ、公立保育所が担うべき保育の在り方などを整理しながら保護者ニーズに応えることで、児童福祉の一層の充実や保護者の就労支援に寄与するとともに、平成27年3月に策定した、津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的な子ども・子育て支援の推進体制等を構築していきます。	社会情勢の変化により保育需要は増大し、かつ多様化する中、求められる保育ニーズに適切に対応できるよう、公立保育所の管理運営に努め、民間保育所等の運営を支援し、保育環境の充実と保護者の就労支援が図られています。また、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されたことにより、さらに公立保育所、民間保育所のそれぞれの担うべき役割等を整理しながら、津市子ども・子育て支援事業計画を踏まえた、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を進めています。
2	質の高い教育・保育の提供	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業における保育・教育を通して、すべての子どもに人間形成の基盤となる心情・意欲・態度を育むため、一人一人の子どもの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供が行われるよう取り組みます。	教育委員会	学校教育課	質の高い幼児教育の提供をめざし、各幼稚園における日々の教育活動の充実や、教師の資質向上に向け、これまでも各種研修会を開催していますが、さらに、経験の浅い職員を対象とした資質向上研修会や、各園の公開保育を中心とした園内研修会への指導主事の派遣等の充実を図ります。	日々の教育活動に直接つながった内容の研修会や、公開保育を中心とした園内研修において、日々の教育を振り返りながらの研修を重ねることができ、職員の技量向上につながっています。
			健康福祉部	子育て推進課	保育所職員研修を実施することにより保育所職員の資質の向上に努めます。	保育ニーズの高まりとともに、児童を取り巻く環境も多様であることから、保育所職員研修を実施することにより職員の資質の向上を図り、保育環境の整備に努めています。
3	就学前教育・保育から義務教育への円滑な接続	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業や、小学校、中学校において、乳幼児、児童、生徒の交流や職員の連携を通して、就学前教育から義務教育への円滑な接続を図ります。	教育委員会	学校教育課	津市の公私立保育所・幼稚園等の就学前教育施設と小学校の職員・教育を対象として、就学前教育と小学校教育との接続をテーマとした研修会を開催します。また、市内の全中学校区や小学校区において、保育所・幼稚園・小学校・中学校等の園児・児童・生徒の交流や、職員の話し合いの場を持ちます。	職員を対象とした公私立幼小合同研修会を開催し、就学前教育と義務教育との連携の重要性について、共通理解を深めることにつながりました。
			健康福祉部	子育て推進課	津市の公私立保育所・幼稚園等の就学前教育施設と小学校の職員・教育を対象として、就学前教育と小学校教育との接続をテーマとした研修会を開催します。また、市内の全中学校区や小学校区において、保育所・幼稚園・小学校・中学校等の園児・児童・生徒の交流や、職員の話し合いの場を持ちます。	職員を対象とした公私立幼小合同研修会を開催し、就学前教育と義務教育との連携の重要性について、共通理解を深めることにつながりました。
4	職員の確保と研修	保育所、幼稚園、認定こども園等における職員の確保に努めるとともに、専門的な知識と技術を高めるための職員研修を実施し、一人一人の子どもたちの願いを聴き届ける職員としての資質の向上に努めます。	教育委員会	学校教育課	教員養成大学等、関係機関との連携を図りながら、職員の確保に努めます。また、一人一人の幼児を大切にすることをめざした研修の実施に取り組みます。	県内及び近隣県における教員養成大学との連携を図りながら、職員の確保に努めています。また、職員の資質向上をめざした各種研修会の開催や、それらに係る情報提供を行っています。
			健康福祉部	子育て推進課	保育士の確保について、正規職員や育休代替任期付職員の採用のほかハローワークでの求人活動などに加え、潜在保育士の「再就職支援」などに取り組むため本年度から設置されております三重県の保育士・保育所支援センターともしっかりと連携して取り組んでまいります。また、研修については専門性の高い研修に保育士を参加させ、資質の向上に努めます。	保育士の確保について、正規職員や育休代替任期付職員の採用のほかハローワークでの求人活動などに加え、潜在保育士の「再就職支援」などに取り組むため本年度から設置されております三重県の保育士・保育所支援センターと連携しています。また、研修については専門性の高い研修に保育士を参加させ、資質の向上に努めています。
5	多様な保育サービスの提供体制の充実と質の向上	保護者の就労形態の多様化から、保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や休日保育、一時預かり事業など多様な保育サービスの提供できる体制の充実と質の向上に取り組みます。	健康福祉部	子育て推進課	延長保育・休日保育・一時預かり事業を33園で実施し、保育サービスの充実に努めます。	保護者の就労形態の多様化から、年々、その需要は増えているため、保育を受ける子どもが安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や休日保育、一時預かり事業など多様な保育サービスの一層の提供が必要です。とりわけ、休日保育事業を行っている保育所が1園しかないため、実施園を増やす努力が必要です。
6	病児・病後児保育事業の拡大	病気やその回復期にあり幼稚園や保育所に登園できない子どもが安心して過ごすことができる病児・病後児保育事業の拡大に取り組みます。	健康福祉部	子育て推進課	現在、1か所の医療機関が病児保育事業を実施しています。利用者のニーズ・利便性等を勘案し、さらに、2か所（北部・南部）増やしていく調整を他の医療機関へ働き掛けていきます。	津市の市域・利用者のニーズを考えると、現状の病児保育施設が1か所だけでは不足しているため、実施施設（医療機関）を増やす努力が必要です。

津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標1】子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

【推進施策】(2) 自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	教育・保育の場での実践	教育・保育施設等において、乳幼児一人一人が自分や人を大切に思う豊かな心を育む教育を実践します。	教育委員会	学校教育課	幼稚園における日々の教育活動の中で、絵本の読み聞かせ等をおとして、幼児の豊かな心を育む教育の充実を図ります。	絵本の読み聞かせについては、各幼稚園において、ほぼ日常的に行われていますが、さらに、保護者やゲストティーチャー等による読み聞かせやお話等をおとして、人とのかかわりが多様になり、豊かな心を育むことにつながっています。 子どもの人権に十分配慮し、互いに尊重する心を育てるような保育が取り組まれています。
			健康福祉部	子育て推進課	子どもと子ども、子どもと職員など様々な関わりの中で、自分の思い、他人の思いを知ったり、喜びや悲しさ、悔しさ等を味わう経験を通して、互いに認め合い、尊重することができるように保育を行っています。	
2	教育・保育の場での実践	各中学校区の学校が一体となって保護者や地域と連携し、子どもの学力向上と学校生活への適応を図り、豊かな人間性や社会性を育てるための津市小中一貫教育の推進を図ります。	教育委員会	教育研究支援課・人権教育課	津市内の10の中学校区で小中一貫教育を実施。また、10の中学校区で準備期間としてのウォームアッププロジェクトを開始しました。H26年度から開始した人権教育推進プロジェクトにおいても、20中学校区すべてにおいて実施しています。	小中一貫教育を実施している中学校区は、小中一貫教育推進プロジェクトとして中学校区でめざす子ども像を明らかにし、小中9年間を通した指導カリキュラムを作成し実践に取り組んでいます。また、準備期間の10の中学校区では、小中一貫教育推進のための組織づくり、指導カリキュラムの検討を行い、本格実施に向けての準備を進めています。昨年度、20中学校区で作成を開始した人権教育カリキュラムのついで作成及び見直し・実践を行っています。
				学校教育課	各中学校区における津市小中一貫教育の取組の中に、その基盤となる就学前教育を位置づけ、各幼稚園における日々の取組を小中学校に発信していきます。	
		各中学校区において、人権教育カリキュラムを作成し、日常的な取組に加え、人権の視点から生きる力と自己肯定感を育む教育を継続して行うことを支援します。	教育委員会	人権教育課	20中学校区すべてにおいて、地域課題の解決に向けた人権教育カリキュラムの作成を行います。	昨年度すべての中学校区において人権教育カリキュラムの作成をスタートし、平成27年度は地域課題やめざす子どもの姿を再確認しながら、さらにカリキュラムの作成を進めています。
3	体験の場の充実	子どもが自らの力で作り出すことで、達成感や自己肯定感を得ることができる体験の場の充実を図ります。	健康福祉部	こども支援課	子どもが自らの力で料理に取り組む「子ども料理体験教室」に対して補助金を交付し、体験の場を広げるきっかけを作ります。	平成27年6月から受付を開始し10件以上の問い合わせがあった中で、平成27年9月末時点では補助金交付要件に合う1件の申請があります。
		子どもの自尊感情を育み、一人一人の自己実現をめざす人権学習として、出会い学習や参加体験型学習を積極的に活用できるよう支援します。	教育委員会	人権教育課	幼稚園、小中学校を対象として、同和問題をはじめ、様々な人権課題の解決に向けて活動している人達との出会いによって、その人の生き方に学び人権意識の高揚を図ります。昨年度の実施率は98.8%です。	集団の課題や地域課題に対する児童生徒の意識を把握した上で「誰の、どんな話を」出会わせることが効果的かを考えるため、例年10月、11月以降に実施されています。本年度も実施計画はすでに100%提出されていますが、実施についてはまだ約20%にとどまっています。
		子ども人権フォーラムを開催し、子ども自身が自他の権利について話し合い、理解を深めることを支援します。		人権教育課	小中学校（幼稚園）が連携し、人権に関する理解と豊かな人権感覚を育み、人権文化を構築する主体者づくりを目指す中で、それぞれの地域の課題に応じた様々な形態での子ども人権フォーラムを全中学校区で実施します。	単なる学んだことの発表から、各校の人権教育・人権学習をもとにしながら交流する場を設定する校区が増えてきているため、実施時期については11月以降に行う中学校区が多い傾向になります。
		生徒の自主的な参加による中学校の部活動は、異年齢集団の活動により友情や連帯感、意欲の向上や責任感を涵養できる機会です。その活性化を図るため、スポーツ・文化エキスパート派遣事業で指導者の派遣を行い支援します。		教育研究支援課	各学校の状況に応じて、運動部・文化部の地域指導者を派遣していきます。	本年度も希望のあった学校の部活動のすべてに指導者を派遣しています。現在46の部活動に指導者を派遣しています。

## 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標 1】子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

【推進施策】（3）次世代の親の育成

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	いのちの大切さを感じる取組	子どもが、自分の出生、人との出会い、愛され育ってきたこと等を学び、「いのち」の大切さ、自分を愛し大切にすることを学ぶ機会をつくります。	教育委員会	教育研究支援課	・道徳の時間を要として、規範意識と豊かな人間性を育む体験的・実践的な道徳教育を計画的・系統的に推進します。 ・「私たちの道徳」「三重県心のノート」をはじめ、子どもの心に響く教材の開発や資料の収集とその活用に努めます。	各学校において、年間指導計画に基づいた、「私たちの道徳」「三重県心ノート」の積極的な活用により道徳教育の充実が図られています。
2	次世代の親の育成	多様な人々とのふれあいや、様々な活動、文化、自然などにふれあう機会を大切に、全ての子どもに次世代の親としての意識や生命への尊厳の意識の醸成を図ります。	教育委員会	学校教育課	幼稚園の誕生会等で自分が生まれた時の家族の喜びを知ったり、日々の生活の中で生き物の生死に関わったりする経験が、幼児にとって命の大きさに気付く機会につながるよう、各幼稚園の教育課程に位置付けます。	誕生会は全園で実施しており、生き物の命に触れる場面も数多くあると思われるので、それらの機会を教師がどのように幼児につなげていくのが課題です。
				教育研究支援課	地域を舞台にした自然体験活動や勤労生産体験、福祉・ボランティア活動等を教育活動に積極的に取り入れ、伝統と文化のすばらしさに触れる機会をつくります。	各学校において、総合的な学習の時間や特別活動の時間を利用し、地域人材を活用した体験学習や、地域企業等との連携による職場体験学習が実施され、積極的に地域の良さに触れる機会が設定されています。
3	キャリア教育の推進	キャリア教育の推進を通して、自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい職業観を育成します。また、中学校においては職場体験学習の更なる充実を図ります。	教育委員会	教育研究支援課	各学校では、キャリア教育推進計画を作成し、進路について自己決定していく力を付けさせています。教育委員会としても、キャリア教育推進事業の中で、技能士会と連携してものづくり体験を実施しています。子どもが本物の職人技を体験することで、働くことの意義等を考えさせています。また、中学生ではすべての学校で職場体験学習を行い、地域の方との交流を通じて働くことの有用感を育成しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全小中学校でキャリア教育推進計画を作成し、計画に基づき実施しています。</li> <li>・ものづくり体験を4校で実施します。</li> <li>・全中学校で職場体験学習を実施します。</li> </ul>

【基本目標 1】子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

【推進施策】（4）子どもの居場所づくり

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	遊び場の充実	異年齢の子どもや子育て中の親子が、子育て広場や児童館を利用して育ち合うことができるよう、遊び場の充実を図ります。	健康福祉部	こども支援課	まん中子ども館に未就学児、小学生、中高生が集まり、年齢に応じた遊びの場を提供します。	週2回、未就学の親子対象の子育て広場を実施したり、月1回のあそびの日にはたくさんの小学生の子どもたちが集まっています。また、中高生が集う場も定期的に開催しています。
2	仲間づくりの応援	親子が気軽に立ち寄ることができる施設を整備し、親と子が心身をリフレッシュし、遊びながら仲間づくりをできる空間づくりに取り組みます。	健康福祉部	こども支援課	市芸濃庁舎南側にげいのうわんぱーくを整備し、親子の遊び場の提供と子育て支援を行っています。	平成27年9月末時点で来館者が3万人を超えるなど、多くの親子連れが利用しています。前年度まで芸濃子育て支援センターを利用していた人の他に、市内全域、また市外からも新規の利用者が訪れています。
3	子ども会活動の支援	子どもが、生活する地域の中で、自主的で創意工夫ある活動をし、仲間づくりを実践していける「子ども会活動」の支援を行います。	教育委員会	生涯学習課	津子ども会育成者連絡協議会（津子連）及び津市子ども会育成者連合会は、津市青少年センターに事務局を置いており、財政的支援として補助金を交付しています。人的支援としては、青少年担当職員が直接子ども会役員会等に参加し、子ども会活動推進を図るため積極的に支援しています。	<p>主な津市の子ども会育成者の取組としては、4月のさくらの写生展示会、6月の育成者研修会、洋上教室、通年のジュニアリーダー研修会などがあげられます。どの事業も、市内各地の子ども会だけでなく、子ども会が組織されていない地域からも参加があり、青少年健全育成の推進に寄与しているところです。</p> <p>しかし、都市部を中心とした子ども会の減少が顕著に見られるため、子ども会育成者活動の在り方については、さらなる検討も必要となっています。</p>
4	放課後児童クラブの運営支援	児童の放課後の安全が確保された「放課後児童クラブ」の運営を支援し、子どもが自身の居場所の確立と自立できる環境を支援します。	教育委員会	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基準に準じた補助金を交付することにより運営を財政的に支援し、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを図っています。</li> <li>・クラブ施設の老朽化対策として、安全性・緊急性を優先し維持修繕を順次行っています。</li> <li>・老朽化・狭隘化等の解消を目的にクラブ施設の改修または新築を行うことで、安全対策を推進しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度は、公設民営の44施設、民設民営の5施設の合計49クラブに対して津市放課後児童クラブ運営費補助金を交付しました。</li> <li>・平成27年度は放課後児童クラブ未設置校区のひとつである川口小学校区において、小学校の余裕教室の改修工事を本年度中に行う予定であり、新たな開設ができるように支援しています。</li> <li>・また、公民館を借用して運営している村主放課後児童クラブの環境改善を目的に、来年度、新築工事に着手できるよう実施設計を行っています。</li> </ul>
5	スポーツ少年団活動の支援	スポーツによる青少年の健全育成を目的とした「津市スポーツ少年団」の活動を支援し、子どもの心身の健やかな成長や地域社会に根差した交流を図ります。	スポーツ文化振興部	スポーツ振興課	津市スポーツ少年団本部活性化事業補助金を交付し、青少年の健全育成を目的としたスポーツ少年団活動を支援します。	津市スポーツ少年団は、津市スポーツ少年団本部活性化事業補助金を活用し、子どもたちの健全育成や交流を目的とした事業を企画・運営しています。

## 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標 2】すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

【推進施策】（1）障がいのある子どもへの支援

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	適切で途切れのない支援の充実	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業から小学校、中学校において、障がいのある子どもが必要とする支援を継続して受けられる環境づくりに努めるとともに、保護者への個別支援を実施し、就学指導相談の実施等を通して途切れのない支援の充実に努めます。	教育委員会	学校教育課	各幼稚園において、特別な支援を必要とする幼児について、個々の幼児理解や、適切な支援の仕方について理解を深めながら小学校へとつなげていけるよう、個別の支援計画の作成や、専門機関との連携などの面において、関係機関との連携を図りながら各幼稚園の体制を支援します。	各幼稚園からの依頼を受け、幼児理解とその関わりについてのアドバイスや、専門機関への橋渡し等を行っています。
				教育研究支援課	中学校区単位で特別な支援を必要とする子どもへの支援体制に充実に努め、早期からの一貫した教育を推進します。また、保護者に寄り添った教育相談・就学相談を心がけ、家庭と連携した途切れのない支援の充実に努めます。	各中学校単位で特別な支援を必要とする子どもへの支援体制充実に向け、年間計画に従って取り組んでいます。また、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等と連携し、保護者に寄り添った教育相談・就学相談をおこなう等就学前の子どもへの支援をおこなっています。
			健康福祉部	子育て推進課	保育所（公立25園・私立32園）のうち、49園（平成27年4月1日時点）において関係機関との連携を図りながら、障がい児等個別に配慮の必要な児童の保育（統合保育）を行っています。また、保健師と臨床心理士が各園を巡回し、発達支援が必要な子どもへの保育の工夫や保護者へのアドバイスをを行い、障がい児保育の向上に努めています。	通常の障がい児保育による支援のほか、保健師と臨床心理士が各園を巡回し、発達支援が必要な子どもへの保育の工夫や保護者へのアドバイスをを行うことで、より充実した障がい児保育が図られています。
こども支援課	保育所、幼稚園などから小学校、中学校まで、支援の必要な子どもに対する巡回相談や保護者の面談を行い、途切れのない支援になるよう、個々に応じた対応を図ります。	発達支援に関する取り組みも少しずつ浸透してきています。巡回相談、保護者面談を行い、必要な子どもに早く支援ができるように努めています。				
2	職員の専門研修等	障がい児保育や指導に当たっては、子どもの発達に応じた支援ができるよう、職員への専門研修を実施するとともに、適切な職員配置を行います。	教育委員会	学校教育課	各幼稚園における職員が障がいに対する理解を深め、個に応じた支援につながる職員研修の実施に取り組みます。	11月に幼稚園・保育所職員を対象とした特別な支援を要する幼児に対する支援の在り方についての研修会を実施する予定です。
				教育研究支援課	・障がいのある子どもを支える職員への専門研修の実施（特別支援学級担任研修会・特別支援教育コーディネーター研修会・特別支援教育支援員研修会・通常の学級担任対象発達障がい研修会） ・特別支援教育支援員156名（幼稚園29名・小学校96名・中学校31名）の配置	・年間の事業計画に基づき、専門研修を実施しています。（全7回中 4回終了） ・各幼稚園、小中学校の状況に応じて特別支援教育支援員を出来る限り配置できるよう努力するとともに、障がいのある子どもへのより適切な指導支援ができるよう、指導主事が幼稚園や小中学校を訪問しています。
3	日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもに対し、日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、日中一時支援事業を行います。	健康福祉部	障がい福祉課	職員への専門研修については、障がい児保育担当者研修会(講師:臨床心理士)や特別な支援を必要とする子の保育を考える研修会(講師:医師)を開催したり、障がい児部会研修会(施設長会主催)や障害児保育担当者研修会(日本保育協会主催)に参加しています。また、元公立保育園長による巡回相談を公立園で実施しています。このような専門研修を受けた保育士を配置しています。	公立・私立の各保育所において、保育士が全員参加しています。また、専門研修を受けた保育士は適切に配置されています。
					障がい福祉課	日中一時支援事業所の確保を図るとともに、日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
4	児童発達支援事業	就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うため、児童発達支援事業を行います。	健康福祉部	障がい福祉課	就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うため、児童発達支援事業を行います。	市内事業者は、昨年より5事業所増え、13事業所となっています。児童発達支援事業を利用する利用者も事業所の増に伴い、202人（8月利用分、昨年より1.65倍）となっています。
5	放課後等デイサービス事業	学校に通っている障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所をつくるため、放課後等デイサービス事業を行います。	健康福祉部	障がい福祉課	学校に通っている障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所をつくるため、放課後等デイサービス事業を行います。	市内事業者は、昨年より7事業所増え、15事業所となっています。児童発達支援事業を利用する利用者も事業所の増に伴い、383人（8月利用分、昨年より1.55倍）となっています。
6	放課後児童クラブへの障がい児支援補助事業	放課後児童クラブ運営費補助の中で、障がい児の受け入れに対する補助をします。	教育委員会	生涯学習課	障がい児を受け入れている放課後児童クラブに対して、国の基準に準じ、受入れ人数に応じて加算し、運営費補助金を交付しています。	本年度は、障がい児を受け入れている37クラブに対して、障がい児加算を行い、概算払いにより運営費補助金を交付しました。また、国の補助金交付要綱が改正され、平成27年4月に遡り適用される「障害児時受入強化推進事業」の基準に基づき、今後、市の補助金交付要綱を改正し、適用していきます。
7	児童発達支援センター事業	児童発達支援センターでは、児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援の事業を展開し、地域の障がい児支援の核となるよう各関係機関との連携を図りながら取組を進めます。	健康福祉部	こども支援課	平成27年4月1日に児童発達支援センターが開所し、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援の業務を開始しました。	児童発達支援、障害児相談支援の利用者は、開始以来毎月増加傾向にあります。また、関係機関とは個々のケースを通して連携を図っており、児童発達支援センターとしてよりより方向を目指し業務を進めています。
8	専門機関との連携、支援	子どもの心身の発達に関わる医療機関、児童発達支援を行う事業所等をはじめ高度の専門的支援機関との連携のもと、ライフステージを通じた発達支援のニーズに対応します。	健康福祉部	こども支援課	個々の支援を行う中で、必要に応じて、学校や医療機関への情報提供、情報共有を行いながら連携を図り、よりよい支援に繋がるよう努めています。	医療機関受診がスムーズになるよう情報提供を行ったり、医療機関からの紹介により福祉の相談に繋がる場合、また、児童発達支援事業所を紹介することで子どもの支援の幅が広がる場合など、それぞれの必要性に応じて関係機関との連携をとっています。
9	途切れのない一貫した支援体制	ライフステージに応じた途切れのない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「津市障がい児等生活支援ファイル（はっぴいのーと）」を作成し、活用を図ります。	健康福祉部	障がい福祉課	ライフステージに応じた途切れのない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとしての「津市障がい児等生活支援ファイル（はっぴいのーと）」は、利用方法の説明会、個別相談等を三重県自閉症協会に委託し、配付しています。	平成25年に作成し、同年10月から配付を開始しました。平成25年度に178人、平成26年度に87人、平成27年度は9月末までに27人に配布しました。
10	医療費の助成	障がいのある子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、医療費の助成を行います。	健康福祉部	保険医療助成課	障がい児の医療費の一部及び健康診査費を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図ります。	医療機関等との連携のもと、迅速で適正な給付に努め、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図っています。

津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標 2】すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

【推進施策】（2）支援が必要な子どもへの支援

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	早期及び継続的な支援体制づくり	児童相談所との連携を密にし、虐待の早期発見を行います。また虐待を受けている子どもや養育力が低下している家庭の子どもについて、子どもの安全確保を第一に考え、関係機関が積極的に関わりを持って対応を行い、安全確保後は、子どもの心のケアを行い、親子関係の修復、家族の再生に向けて、継続的な家庭への支援を行います。	健康福祉部	こども支援課	児童虐待の対応については、市が最初の相談窓口として状況の確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行います。	児童相談所と同様に、通告から48時間以内の迅速な初期行動に努め、引き続き円滑な対応を図っています。
		居所不明児童及び児童虐待の早期発見に努めるため、関係機関の連携を図ります。	健康福祉部	こども支援課	所在不明児童は事例把握が難しく、関係各課等による日常的なかかわりの中で、居所不明につながる芽を見逃さないことが重要になることから、関係部署間で情報共有を密に行い、平時より乳幼児健診の受診状況や学校・幼稚園、保育所等への通学・通園状況等による情報を常に注視する中で、そうした恐れのある児童があれば、情報共有・集約等を行って、居住実態の把握に努めます。	継続して早期発見、実態把握に努めています。 昨年に引き続き厚生労働省の全国調査が実施されており、調査結果から所在把握のための新たな取組が示された際は、それらを参考に見直しや改善を図ってまいります。
		未熟児で出生した子どもに対し、必要に応じて養育医療の給付を行うとともに、早期に訪問指導を行い、必要な機関に繋ぐ等子どもの出生状況に応じた支援をしていきます。	健康福祉部	学校教育課	新入学児童の健康診断の実施時による就学前児童の状況の把握や小中学校に在籍する児童生徒および世帯の未就学の兄弟の転出入の状況について、学校との連携し密にして、居所不明児童及び児童虐待の早期発見に努めています。必要な情報については、関係機関の連携を図っています。	就学前健診により一時的に確認のできない世帯についても、学校や関係機関と連携して所在の把握を行っています。
				教育委員会 教育研究支援課	・障がいのある子どもを支える職員への専門研修の実施（特別支援学級担任研修会・特別支援教育コーディネーター研修会・特別支援教育支援員研修会・通常の学級担任対象発達障がい研修会） ・特別支援教育支援員156名（幼稚園29名・小学校96名・中学校361名）の配置	・年間の事業計画に基づき、専門研修を実施しています。（全7回中 4回終了） ・各幼稚園、小中学校の状況に応じて特別支援教育支援員を出来る限り配置できるよう努力するとともに、障がいのある子どもへのより適切な指導支援ができるよう、指導主事が幼稚園や小中学校を訪問しています。
2	外国につながる子どもへのコミュニケーション支援	外国につながる子どもとスムーズにコミュニケーションが図れるよう、保育所、幼稚園、小中学校における通訳・翻訳を支援します。	健康福祉部 教育委員会	子育て推進課 人権教育課	外国籍の児童が多く入所する園では、通訳担当員の訪問により、外国語版の絵本の読み聞かせをしたり、外国語カードや絵カード等を使用して、言葉遊びやゲームをしたりして、それぞれの国の文化（言語や食文化）の違いに気付くようにするとともに、お互いを認め合い、尊重する保育に心掛けています。 ・日本語が話せない幼児・児童生徒が転入した際に、幼稚園小中学校に対し、子どもが安心してケ校生活を送れるよう通訳者を派遣しています。 ・学校行事等における保護者通訳についても通訳者の派遣を行います。	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるような保育を実施しています。 巡回担当員（ポルトガル語：スペイン語・タガログ語）で対応できない言語については、外部ボランティアの母語支援通訳者に依頼し、派遣しています。
3	外国につながる子どもへの就学・進学支援	外国につながる子どもに対して、初期日本語指導の充実やわかりやすい授業の工夫等を研究し、学力を向上させ、進路が選択できる力をつけるための実践を支援します。	教育委員会	人権教育課	初期日本語教室「きずな」や在籍校で行う「移動きずな教室」を通して、できるだけ、短期間に効率的に生活で使う日本語を習得できるよう支援します。人権教育課職員とともに日本語指導ボランティアが指導にあたっています。	本年度は4月1日から9月30日までに、きずな教室・移動きずな教室合わせて33人の子どもが通室し、11人が卒業しました。現在も22人が通室しています。

## 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標 2】すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

【推進施策】（3）支援が必要な家庭への支援

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	家庭での子育て支援体制の充実	子育てのお手伝いが必要な方の要望に応じてお手伝いできる方を紹介し、相互の信頼と了解のうえで一時的に子どもを預けることができるファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域支援力の向上に取り組みます。また、当事業を必要とする家庭がサービスを利用できるよう、積極的な広報活動を行います。	健康福祉部	こども支援課	ファミリーサポートセンター事業を広く周知し、提供会員の拡充に努め、子育て家庭のニーズに応じ、事業の充実を図ります。また、一人親家庭の利用負担軽減策を行い、利便性の向上に努めます。	事業は浸透してきており、支援の内容（質）の向上を意識し、随時の研修や隔月の事業検討会を通じて、課題や改善点についての協議・検討を行っています。 提供会員の確保に向けては、今年も独自に広報誌を発行するなど事業の周知に努めるとともに、養成講座の開催場所を、提供会員が不足している地域を中心に選定するなど、更なる普及活動を行っています。
2	家庭での子育て支援体制の充実	育児が困難な家庭に対して、定期的な訪問を行いながら、養育環境の維持、改善に取り組みます。	健康福祉部	こども支援課	支援が必要な家庭の子育ての不安などを軽減し、家庭の安定を図るため、養育支援訪問や保育園モニターなどを行い、支援ネットワークを構築します。	要支援家庭の支援実施に伴い、親子関係等家族の問題が変化するため、それに応じて支援内容を変化させる必要が出てきています。また、そのことに対応していくための支援者の資質向上を図っています。
3	養育困難時の支援制度の取組	保護者の病気・出産、冠婚葬祭、出張や家族の病気などの介護、育児不安等により、家庭で一時的に子どもの養育が困難になったときに、児童養護施設等で子どもを預かることで、育児支援に取り組みます。虐待の未然防止の観点からも、児童相談所の一時保護との連携など、積極的な制度運用を図ります。	健康福祉部	こども支援課	引き続き、当事業の周知を図るとともに、平素の養育相談等の機会を通して、当事業の利用が効果的と思われる潜在的な要支援者を早期に発見し、サービス提供に繋がるよう努めます。	9月末現在で延べ13件24人（内訳は、育児疲れ5件8人、仕事関係3件6人、病気等2件4人、その他3件6人）の利用希望があり、全てに対応できています。一時預かりのニーズも多様化し、家庭で一時的に養育が困難となった時だけでなく、育児疲れや子育て不安の軽減のための利用など、安全確保と子育て中の保護者の支援という両面で効果的に実施しています。
4	外国につながる子どもの保護者への就学・進学支援	外国につながる保護者を対象として、ガイダンスを実施し、就学や進学に対する理解を図ります。	教育委員会	人権教育課	小学校への入学、高等学校への進学の際の支援として、外国人児童生徒や保護者を対象に「就学ガイダンス」や「進学ガイダンス」を行います。	高校進学ガイダンス 第1回…8月2日（日）みえ夢学園高等学校を会場に高校の施設見学や先輩からの話、中勢地区内の高校における個別ブース相談などを行いました。関係者を含めて110人の参加がありました。 第2回…9月27日（日）津センターパレスを会場に県教委による高校入試についての説明、中勢地区内の高校によるプレゼン、先輩外国につながる親子の個別の相談ブースの設置を行いました。関係者を含めて103人の参加がありました。
5	外国につながる子どもの保護者への支援	外国人の保護者も安心して妊娠・出産・子育てができるよう各種サービス利用についての多言語情報提供に努めます。	市民部	市民交流課	通訳担当員2名（ポルトガル・スペイン語）が、窓口を訪れる南米系外国人住民の妊娠・出産・子育てに関する生活相談の通訳を行っています。	妊娠・出産・子育てに関する相談対応件数：平均30件/1カ月

【基本目標 2】すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

【推進施策】（4）子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	学校における相談体制の整備	スクールカウンセラーを全小中学校に配置し、カウンセリングにより、子どもの心のケアを行います。	教育委員会	教育研究支援課	すべての小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、子どもや保護者の相談を行うほか、スクールカウンセラーには児童生徒の様子を観察していただき、専門的な見地から、早期対応の必要な児童生徒への助言ももらっています。	全小中学校にカウンセラーを配置することができました。
		学校生活への不適応や友人関係等に悩む児童生徒が、気軽に話することができる相談員を、必要とする小中学校に配置し、いじめ等の早期発見を行います。	教育委員会	教育研究支援課	小中学校において、学校生活への不適応や友人関係による悩み等により苦悩する児童生徒が増えていることから、悩み等を気軽に話せる「スマイルハートサポーター」を学校の状況に応じて配置し、相談活動等のストレスを和らげる取組を通して、生徒指導上の課題の早期発見・早期対応を行っています。	平成27年度は小学校31校、中学校2校に配置しています。
2	支援・相談体制の整備	青少年とその保護者を対象とした「青少年悩み事相談」を開設し、個々の悩みや問題の相談に応じます。	教育委員会	生涯学習課	相談窓口として、24時間相談受付ができるように相談専用の電話番号とメールアドレスを設けています。相談があった際には、相談者の話を丁寧に聞くことで、精神的な不安を取り除くことができるように努め、個々のケースに応じて対応をしています。	月に数回、主に電話での相談が寄せられます。 個々のケースにより、電話で相談に応じるだけでなく、相談者の希望により来訪いただき、面談にて対応しています。

# 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

資料 1

【基本目標 2】すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

【推進施策】（5）ひとり親家庭への支援の充実

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	経済的支援制度の周知	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援制度について、一層の周知を図ります。	健康福祉部	こども支援課	電話での相談、窓口での相談者に対して制度の説明を随時行っています。（平成27年12月16日号広報にて、1ページを使った周知を掲載予定）	8月末受給者数 2,110人
2	就業支援	母子家庭自立支援プログラム、高等職業訓練促進給付金等の就業支援について、案内の強化を図ります。	健康福祉部	こども支援課	電話での相談、窓口での相談者に対して制度の説明を随時行っています。（高等職業訓練給付金関係の周知を平成28年3月1日号広報に掲載予定）	高等職業訓練給付金申請者 新規1名 継続3名 自立支援プログラム策定 8件
3	子どもへの学習支援	経済的・時間的な余裕のないひとり親の代わりに、家庭教師の派遣等の学習支援を行います。	健康福祉部	こども支援課	平成27年10月から一人親家庭学習支援事業を実施（対象は、児童扶養手当受給世帯の小学4年から中学3年までの間の学齢児童）	定員60名のうち応募36名
4	子どもへの就学援助	ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を保障するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援等を行います。	教育委員会	学校教育課	経済的理由によって就学困難と認められる児童や生徒のいる保護者に対して、就学の援助を実施しており、ひとり親家庭を含む世帯の生活の安定と向上を図っています。	学校より毎年の就学援助制度の案内を行うと共に、家庭の状況に配慮して必要とされる世帯について、個別に案内を行っています。
5	安定した生活を支援する住宅の優遇措置	ひとり親家庭が安心して暮らせる住宅を保障するため、必要に応じて市営住宅への優先抽選を行い、生活の安定を支援します。また、県とも連携しながら公営住宅の抽選時の優遇、家賃の算定措置について検討します。	建設部	市営住宅課	募集住宅に優先抽選対象住宅がある場合、20歳未満の子と同居し扶養しているひとり親世帯等を対象として優先抽選を実施します。また、非婚のひとり親世帯への支援を目的とした家賃の優遇措置を講じます。	従前より実施していた優先抽選を引き続き実施するとともに、新たに非婚のひとり親世帯への支援策を講じました。また、これらの取組について県との連携を進めています。
		多子世帯や若者世帯など、子育て家庭の居住ニーズの多様化に対応した住宅の供給を検討します。	建設部	市営住宅課	多子世帯向け住宅等、子育てに配慮した住宅の供給方法について検討を進めます。	住宅の供給方法について検討を進める一方、入居者の高齢化対策が喫緊の課題となっていることから、他の課題を含めてあらゆるライフスタイルに対応できるよう、住宅セーフティネットの充実を図るべく検討を進めています。
6	医療費の助成	ひとり親家庭等の生活の安定や経済的負担の軽減のため、医療費の助成を行います。	健康福祉部	保険医療助成課	一人親家庭等の医療費の一部及び健康診査費を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図ります。	医療機関等との連携のもと、迅速で適正な給付に努め、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図っています。

## 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標3】子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします

【推進施策】（1）妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	利用者支援事業の充実	子どもへの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などに関して、地域子育て支援センターに配置したコーディネーターによる利用者支援の充実に取り組みます。	健康福祉部	子育て推進課	平成27年度は5名の子育て支援コーディネーターが安濃・芸濃・桜橋及び高茶屋保育園の子育て支援センターにそれぞれ配置し、利用者支援のための相談等を行っています。また、市内の子育て支援センターや子育て広場、幼稚園の未就園児の会等へ訪問し、必要に応じ助言を行ったり、情報提供や連絡調整を行っています。	子育て支援コーディネーターが子育て支援センターを核とし、「子ども・子育て支援新制度」における各種事業の中から適切なサービスを保護者が選択し、円滑に利用できるように取り組んでいるが、市域全域に支援が進められるかが課題となっています。
2	妊娠・出産期の育児支援	母子健康手帳交付時の保健指導、妊婦健診、妊婦教室等により妊婦が安心して妊娠期を過ごせ、出産が迎えられるよう支援します。また、産後不安がある妊産婦には、母子保健相談事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業を組み合わせ、産後早期の育児支援を行います。	健康福祉部	健康づくり課	母子健康手帳交付時に「ママのすこやか応援プラン」を発行し、妊娠・出産・育児期に安心して過ごせるように妊婦相談・保健指導を実施。 妊婦健康診査の実施。 マタニティー倶楽部（妊婦教室）の開催。 産前産後サポート事業（見守り訪問等）、産後ケア事業の実施。	H27.8月から母子健康手帳交付時に「ママのすこやか応援プラン」を全員に発行し、妊娠・出産・育児期に安心して過ごせるように、生活の見通しを説明し、同時に妊婦相談・保健指導を実施している。妊婦健康診査の実施。（14回の費用助成）マタニティー倶楽部（妊婦教室）の開催。産前産後サポート事業（見守り訪問等）、産後ケア事業の実施。
3	赤ちゃん訪問	出生後、全戸に赤ちゃん訪問を実施し、子どもの発育状況の確認と母親の心身の健康状態や育児の様子を把握し、状況に応じた支援を行います。	健康福祉部	健康づくり課	乳児家庭全戸訪問事業の実施。生後2～4か月児を対象として赤ちゃん訪問を実施。	乳児家庭全戸訪問事業実施。生後2～4か月児を対象として、第1子及びハイリスク児等には保健師、助産師が、第2子以降は母子保健推進員が訪問を実施。
4	乳幼児期の育児支援	乳幼児を対象とした健康診査により、発育発達の確認と必要な支援を行うとともに、感染症を予防するため予防接種を実施します。また、健康相談や育児教室により育児や子どもの健康に関する情報提供を行います。	健康福祉部	健康づくり課	4か月児、10か月児健康診査の実施（協力医療機関） 1歳6か月児、3歳児健康診査の実施（保健センター2か所） 定期予防接種の実施および勧奨（協力医療機関） のびのび身体計測およびすくすく健康相談（各保健センター） 離乳食教室（保健センター4か所）、にこにこ教室の実施。	4か月児、10か月児健診を協力医療機関で実施。4か月児健診の未受診児に、受診勧奨実施。 1歳6か月児健診受診、3歳児健診受診を中央保健センターと久居保健センターで毎月実施。 定期予防接種受診状況の把握と接種勧奨の実施。 各保健センターにて、のびのび身体計測、すくすく健康相談の実施。 離乳食教室（保健センター4か所） にこにこ教室1クール実施。
5	身近な相談体制づくり	訪問や教室、子育て広場等を通して、地域の身近な相談役としての母子保健推進員活動を充実します。	健康福祉部	健康づくり課	母子保健推進員の養成、及び継続研修の実施。 妊婦、赤ちゃん訪問、未受診児訪問、子育て広場の開催。 各教室等の開催時のサポートを実施。	母子保健推進員の養成数 6人 母子保健推進員数（27年度養成含む）79人 継続研修の実施（年3回実施予定） 妊婦、赤ちゃん訪問、未受診児訪問の実施。子育て広場の開催（3か所） マタニティー倶楽部、離乳食教室、のびのび身体計測等の事業のサポートを実施。
6	妊娠・出産・育児期を通じた包括的・継続的な支援体制づくり	関係機関と連携し、地域の様々なサポートを受けながら子育て・親育ちができる支援を行い、安心して妊娠・出産・育児期が過ごせる体制づくりを目指します。	健康福祉部	健康づくり課	母子健康手帳交付にて、継続して支援が必要な人に対し、地区担当が支援計画を立てるなど関係機関と連携してサポート体制を整えフォローします。	H27.8月から、母子健康手帳交付時に、「ママのすこやか応援プラン」を交付し、妊娠・出産・育児期に安心して過ごせるように個別に説明を実施。継続して支援が必要な人に対し、地区担当が支援計画を立て、関係機関と連携してサポート体制を整えています。
7	妊産婦のための医療費助成	子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、津市独自事業として、妊娠5ヶ月以上の妊産婦に対する医療費の助成を行います。	健康福祉部	保険医療助成課	妊産婦の医療費の一部及び健康診査費を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図ります。	医療機関等との連携のもと、迅速で適正な給付に努め、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図っています。
8	不妊治療・不育症治療への助成	不妊治療や不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の助成を行います。	健康福祉部	保険医療助成課	不妊治療及び不育症治療を受ける夫婦に治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図ります。	申請に基づき、迅速で適正な給付に努め、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図っています。

## 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

資料 1

【基本目標3】子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします

【推進施策】（2）子どもを育む環境の整備

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	児童手当制度の周知	児童手当制度について、一層の周知を図ります。	健康福祉部	こども支援課	電話での相談、窓口での相談者に対して制度の説明を随時行っています。（平成27年6月1日号広報にて、2ページを使った周知を掲載）	受給者数 18,838人
2	子どものための医療費助成	子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、子どもに対する医療費の助成を行います。	健康福祉部	保険医療助成課	子どもの医療費助成により、経済的負担の軽減を図り、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図ります。	医療機関等との連携のもと、迅速で適正な給付に努め、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図っています。
3	教育・保育にかかる経済的負担の軽減	多子世帯や、経済的負担の大きいひとり親(婚姻によらず親となった方を含む)世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯に対し、教育・保育施設の利用者負担額を軽減します。	健康福祉部	子育て推進課	保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者負担額については、12階層から19階層に細分化し、負担額の変動の幅を少なくすることで、利用者の方が負担しやすく設定しました。また、経過措置として、平成27年4月分から8月分までの利用者負担額を従前の保育料と同じ階層になるように料金の上昇を抑制し、急激な負担にならないように配慮しています。さらに多子世帯や、ひとり親世帯等への軽減措置を図っています。	制度改正に伴って、利用者の急激な負担にならないような軽減措置は図られています。
			教育委員会	学校教育課	幼稚園の利用者負担額については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、本年度から保護者の世帯の状況に応じた8階層の負担額を設定しましたが、本年度については、経過措置として昨年度までの6,000円を上限としています。さらに多子世帯や、ひとり親等の世帯等への軽減措置を図ります。	多子軽減については、結果的に昨年度の就園奨励費補助による金額と同様ですが、ひとり親世帯等に対する軽減は、今年度から図られることとなります。
4	父親の育児参加の促進	家族が協力して子育てを行えるよう父親の子育て講座等を開催し、父親同士、家族同士の交流を促進します。	健康福祉部	こども支援課	ファミリー教室を行い、父親と子どもと一緒に体を使って遊ぶことで、父親の育児参加のきっかけにします。	年2回開催のうち、1回目を7月5日に開催しましたが、7組の参加でした。2回目は11月1日に開催します。

【基本目標3】子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします

【推進施策】（3）働きながら子育てしやすい環境の整備

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	就労状況に対応した保育環境の充実	保護者の就労状況等に応じて、保育所における延長保育、一時預かり、休日保育や病児保育を提供する体制の充実に取り組みます。	健康福祉部	子育て推進課	延長保育・休日保育・一時預かり事業を33園で実施し、保育サービスの充実に努めます。	保護者の就労形態の多様化から、年々、その需要は増えているため、保育を受ける子どもが安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や休日保育、一時預かり事業など多様な保育サービスの一層の提供が必要です。とりわけ、休日保育事業を行っている保育所が1園しかないため、実施園を増やす努力が必要です。
		幼稚園や認定こども園における幼稚園型一時預かり事業において、保護者の必要に応じて対応できる仕組みを作ります。	教育委員会	学校教育課	市立幼稚園における預かり保育（一時預かり事業）について、日額単価の設定や利用条件の撤廃等、保護者が必要に応じて利用しやすい仕組み作りに取り組みます。	市立幼稚園の預かり保育（一時預かり事業）については、37園中11園で実施しており、利用料が月額から日額になったことや、利用条件の撤廃、実施日の拡大等により保護者が必要に応じて利用しやすいしくみとなっています。実施園の拡大が今後の課題となっています。
2	事業所内保育の整備	子ども・子育て支援新制度において、新しく給付対象となった地域型保育事業のうち、従業員の福利厚生を補助する役割も担う事業所内保育事業の促進に取り組みます。	健康福祉部	子育て推進課	平成27年度において、事業所内保育事業を行う保育所は1か所あり、9月1日現在、従業員枠3人、地域枠32人を受け入れしています。	例年、年度途中に発生する待機児童の中でも、低年齢児である3号認定子どもの受け皿となっており、待機児童解消の一助となっています。また、事業所内保育所の本来の役割である従業員枠の入所児童数については、今後、認知が広がれば従業員枠の人数も増加していくことが予想されます。

## 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

資料 1

【基本目標 3】子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします

【推進施策】（4）子ども・子育てに対する相談・支援の体制の充実

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	育児を楽しめる場の提供	乳幼児を養育している母親同士で、悩みやストレスを共有し「ホッと」できる場を提供できるよう取り組みます。	健康福祉部	こども支援課	「子育てママのホッとひろば」を高田短大への委託により年に2回開催。子どもを預かり、カウンセラーのコーディネートの下で母親同士が日ごろ抱えている思いをお互いに出し合い、心を軽くすることにより育児へのモチベーションを高める試みを行っています。	平成27年8月に1回目を開催。いつも苦労していることや我慢している気持ちを口に出し同じ立場の者同士で分かち合うことにより、参加者からは気持ちが軽くなった、自己肯定感を持てるようになった等の感想がありました。
2	気軽な相談窓口の充実	子どもや子育てについて、気軽に相談できる窓口体制の充実を図ります。	健康福祉部	こども支援課	さまざまな事例に対応するとともに、長期にわたる子どもの支援に適切に対応していくために、相談体制の整備・充実とともに、相談を担当する職員の資質向上を図ります。	育児不安や児童虐待、発達障がいに関する事など、相談内容が多岐にわたっており、様々な家庭環境が複雑に絡む相談も多く、慎重に判断し、他部署や専門機関との連携も行いながら適切な対応に努めています。
3	児童虐待防止のための相談体制の強化	児童虐待を防止するために、組織の資質向上及び関係機関の連携強化を図ることにより、相談体制の強化を図ります。	健康福祉部	こども支援課	児童虐待をはじめとする要保護児童等への対応については、市が最初の相談窓口として状況の確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行います。	児童相談所と同様に、通告から48時間以内の迅速な初期行動に努め、引き続き円滑な対応を図っています。
4	外国につながる子どもの子育て相談支援	外国人住民の子育て相談について、関係部署との連携を緊密にし、適切な支援ができるよう努めます。	市民部	市民交流課	通訳担当員による生活相談については、相談内容を所管する部署と連携して回答しており、正確な情報をお伝えするように努めています。	妊娠・出産・子育てに関する相談対応件数：平均30件/1カ月

## 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標 4】 市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります

【推進施策】 (1) 地域における子育て・子育て支援の充実

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価 (H27.9.30現在の進捗状況)
1	地域子育て支援センターの充実	親子で集い、交流できる場として地域子育て支援センターの充実に取り組めます。	健康福祉部	子育て推進課	子育て支援センターの提供量が大きく不足している「津地域」において、重点的に充実させるため、平成27年4月に子育て支援センターを2か所(桜橋・大門)増設しました。さらに、人口が急増している「南が丘地区」の子育て支援の場の提供に対応するため、高茶屋保育園にある子育て支援センターの職員が南が丘へ出張広場を実施しています。	これまで、都市部・中心部・駅周辺に希薄であった子育て支援センターへ新たな増設を行うことで、転勤者層(市外からの転入者)の利用が増え、新たな利用者の確保につながっています。
2	地域での交流が広がる場の支援	各地域で親子交流事業や子育て相談事業などの子育て広場活動が活発化するよう支援します。	健康福祉部	こども支援課	子育て支援者交流会や支援者研修会を行い、支援者が情報収集やスキルを高め、地域の子育て広場活動を支援します。	子育て支援者交流会は年4回のうち2回開催し、子育て支援者研修会は年2回のうち1回開催しました。
		子どもの身近な遊び場として自治会が設置している「チビッコ広場」の運営を支援します。	健康福祉部	こども支援課	児童の身近な地域の中に安全な遊び場を確保するため、自治会等が設置しているチビッコ広場(26箇所)に対し、維持補修費の補助を行います。	請のあった17箇所について、補助金を交付予定です。
		保育所、幼稚園、認定こども園において、園庭開放や未就園児の会、子育て相談、子育て支援講座等を実施し、地域の子育て家庭の支援や家庭教育力の向上に取り組めます。	健康福祉部	子育て推進課	保育所においては、園開放を実施し、地域の親子が園児と一緒に園庭で遊んだり、保護者が園長や保育士に育児の悩みを相談したりできるよう取組んでいます。	地域の子育て家庭への育児相談や親子の交流の場の提供、交流の促進が図られており、子育て中の親子の孤立化や子育て不安・ストレスの解消につながっています。
		教育委員会	学校教育課	各幼稚園において、その地域の実情に合わせながら、園庭解放や未就園児の会を開催し、参加者の子育て相談に応じたり、保護者を対象とした子育て支援講演会を実施したりする取組を支援します。	各幼稚園の実施する園庭解放、未就園児の会、子育て相談、子育て支援講演会等の取組が、孤立しがちな親子や育児不安をもつ保護者らの交流の場となり、不安感の緩和につながっています。	
3	外国につながる子どもの家庭と地域をつなげる支援	外国人住民の親子と地域の日本人住民がコミュニケーションを図れるよう、情報の多言語化や生活者のための日本語教育の充実に努めます。	市民部	市民交流課	津市国際交流協会と協働し、毎週日曜日18時より中央公民館で日本語教室を行っています。日本語教室は語学学習の場であると同時に、情報提供の機会にもなるため、多言語ニュースレターなどを通じ、子育てに関する情報を提供しています。	4月1日～9月30日までに26回開催。外国人参加者数：平均10人/回。
			教育委員会	人権教育課	【子ども対象の日本語教室】 日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象に、学校及び地域での生活に必要な日本語を取得させ、学習を支援します。 昨年度の回数・参加人数については以下の通りでした。 ・津地区(高茶屋市民センター) 41回 参加者386人 ・河芸地区(千里ヶ丘公民館) 34回 参加者895人 【大人対象の日本語教室】 高茶屋日本語教室「がんばる会」は地域のコミュニティー施設を拠点に、地域住民ボランティアと市民ボランティアサークル、行政との協働による活動です。「がんばる会」で学ぶのは、日本語だけではなく、日本での日常生活上の常識で悩んでいる外国人住民の生活相談にも乗っています。「外国人住民がより学習しやすい条件整備を目標とし、教室の開催を毎週土曜日に実施しています。	大人対象の日本語教室はそれぞれの日本語のレベルに応じた指導を行うため、ボランティアスタッフの確保が課題となっています。 子どもたちの日本語のレベルも様々であるため、できるだけ個別に指導ができる形で学習支援ボランティアを配置することについて、ほぼ達成できています。
4	地域支援ネットワークの構築	子どもが安心して学び、生活するために地域連携の仕組みとして「地域支援ネットワーク」を構築し、子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図ります。	教育委員会	人権教育課	平成33年度までに20中学校区すべてにおいて、地域が主体となった人権フェスを実施し、そのつながりを基に、人権ネットワークの構築をめざします。(現在までのフェス実施地域：白山・南郊・河芸・美里・豊里)	昨年度までに実施されてきた白山・南郊・河芸・美里・豊里に加え、平成27年度は一志・西郊で新たに人権フェスの実施に向けて地域実行委員会を組織し取組んでいます。
5	家庭教育支援の取組	「家庭教育支援」のためのコーディネーター養成を実施し、「地域で子育て」の取組を支援します。	教育委員会	生涯学習課	基礎コース33名、実践コース21名とに分けて行っています。基礎コースでは、受講者自身の社会活動へのきっかけとなるため、家庭教育に関する基礎知識を様々な視点から習得していただいています。実践コースでは基礎コース修了生を対象に、地域での活動を実践するための知識を習得し、また広場事業では子育てについて悩んでいる方々へ手助けをしていただいたり、教育支援の輪を広げながらコーディネーターの養成をおこなっています。	基礎コース33名、実践コース21名が参加しています。子育てを終えた人たちの参加が望ましいのですが、現在子育て中の人たちも多く参加しています。そのため子育て中の人たちにも参加しやすいように、託児事業も行っています。若い世代の人たちが支えあって子育て支援をするためのコーディネーターとなつていただくため、子育て広場等で実践していただいています。
6	放課後児童クラブと地域、学校との連携	地域と学校、放課後児童クラブが連携をして放課後児童健全育成事業に取り組んでいきます	教育委員会	生涯学習課	大半の放課後児童クラブにおいて、クラブの運営にあたり運営委員会を設置しており、その委員には自治会長などの地域の方や、小学校長などの教職員等が委員として選任されています。その運営委員会を通して、地域と学校との連携を図っています。	各放課後児童クラブにおいて、適時、運営委員会を開催しており、地域と学校との連携強化に努めていただいています。また、家庭・学校等との連携及び情報交換等を主担当として従事する職員を置いているクラブもあります。
7	子育て不安についての相談窓口の開設	青少年の非行、学校等でのいじめ等に関する親や学校の持つ、子育ての不安についての相談窓口を開設して、個々のケースに対して防止や更生、改善に協力して取り組めます。	教育委員会	生涯学習課	相談窓口として、24時間相談受付ができるように相談専用の電話番号とメールアドレスを設けています。また、青少年センターに来所いただき、直接相談いただくこともできます。相談があった際には、相談者の話を丁寧に聞きくことで、精神的な不安を取り除くことができるように努め、個々のケースに応じて対応をしています。	月に数回、主に電話での相談が寄せられます。個々のケースにより、電話で相談に応じるだけでなく、相談者の希望により来訪いただき、面談にて対応しています。

# 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標 4】 市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります

【推進施策】 (2) 子育て・子育てを支える社会の仕組みづくり

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価 (H27.9.30現在の進捗状況)
1	青少年健全育成活動の支援	津市青少年育成市民会議による、青少年の健全育成活動を支援します。	教育委員会	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>津市青少年育成市民会議は青少年センターが、20中学校区でそれぞれ構成する地区青少年育成組織は、市教育委員会・各教育事務所又は小中学校が事務局として活動を支援しています。</li> <li>補助金を交付することにより、活動を財政面で支援しています。</li> <li>市は市民会議と連携し、地域の青少年健全育成活動の活性化を推進しています。</li> </ul>	津市青少年育成市民会議では、20の地区青少年育成組織の会長からなる常任委員会を中心に活動を行っています。定期的に常任委員会を開催し、事業内容の検討や情報交換をすることで、各地域との連携を図っています。津南警察署・津南生活安全協会と合同で、市内の中学生を対象に「非行防止・地域安全ポスター」を募集し、125名の応募がありました。9月には審査会を行い、入選作品を市内3箇所で開催します。
		青少年の健全育成を目的とした、相談、指導活動を実施します。	教育委員会	生涯学習課	相談窓口として、24時間相談受付ができるように相談専用の電話番号とメールアドレスを設けています。相談があった際には、相談者の話を丁寧に聞くことで、精神的な不安を取り除くことができるように努め、個々のケースに応じて対応をしています。また、街頭において「愛の声かけ」による問題行動の未然防止や適切な継続指導を行っています。	月に数回、主に電話での相談が寄せられます。個々のケースにより、電話で相談に応じるだけでなく、相談者の希望により来訪いただき、面談にて対応しています。また、街頭において「愛の声かけ」による問題行動の未然防止や適切な継続指導を行っています。
2	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	性別にかかわらず、仕事と生活を両立できる働きやすい環境づくりを進めるために、育児休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進する意識の啓発や情報提供を行います。	市民部	男女共同参画室	年度内に人権課・商業振興労政課と連携して市内の事業所を訪問し、人事担当者と面談して、チラシ等を使って啓発を実施する予定です。また、男女共同参画情報紙「つばさ」にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての情報を掲載しています。	平成27年度に訪問する事業所について検討しています。また、10月に発行する男女共同参画情報紙「つばさ」に、「突然子どもが病気になるたら…」と題して子の看護休暇の紹介をするなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について掲載しています。
			商工観光部	商業振興労政課	年度内に人権課・男女共同参画室と連携して市内の事業所を訪問し、人事担当者と面談し、啓発を行う予定です。また、三重県などが主催のワーク・ライフ・バランスに係る意識向上のためのフォーラム等について、チラシやポスター等を窓口等に配置し、啓発に努めています。	平成27年度に訪問する事業所について検討しています。三重県などが開催するワーク・ライフ・バランスの意識向上のためのフォーラム等について、チラシやポスター等を窓口等に配置しています。
3	いじめ問題防止対策の推進	学校、教育委員会だけでなく、関係機関、団体等が広く連携し、いじめの防止等の対策のためのネットワークを構築します。	教育委員会	教育研究支援課	平成26年度に設置した「津市いじめ対策会議」を平成27年8月21日に開催し、「津市いじめ問題対策連絡協議会」は平成27年11月2日に開催予定となっています。	「津市いじめ対策会議」では、医師や弁護士等の専門的な立場から、津市のいじめ防止対策やいじめの解消にむけて助言いただき、具体的な事例を通して協議しました。「津市いじめ問題対策連絡協議会」では、関係機関や関係団体と津市のいじめの状況を共有し、連携を一層強化していきます。
			健康福祉部	こども支援課	市長部局において「いじめ調査委員会」を設置しており、重大事態の発生に備えます。	教育委員会と連携し、本市におけるいじめの状況を把握していきます。

## 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標 4】 市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります

【推進施策】 (3) 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	公園整備の充実	親子が憩い、交流できる場として、安心・安全な公園整備の充実に取り組みます。	建設部	建設整備課	地域住民にとって身近な存在である街区公園などのうち、利用頻度の高い公園について園内施設の段差解消やトイレの改修などを行い、子どもも、保護者も利用しやすい環境づくりに向けた公園整備を進めます。平成27年度については、既存公園の出入口、ベンチ、水飲み場、トイレを整備するための測量設計業務（実施設計）を行います。	現在、測量設計業務の発注準備を行っております。11月より業務に着手し、年度末までに具体的な整備内容を決定する予定です。
2	ユニバーサルデザインのまちづくり	子どもや妊婦、子育て家庭を含む全ての人に優しい安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	都市計画部	建築指導課	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、不特定多数の方が利用する一定規模以上の建物を新築等する場合に、設計段階で事前協議の申請を求め、条例で定める基準に沿った設計を推進しています。	申請のあった物件の中で、条例基準に適していない部分があるもの全てに対して改善をしてもらうよう通知しています。
			政策財務部	政策課	市内でユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発に取り組む団体等で構成する津市ユニバーサルデザイン連絡協議会との連携のもと、市内小中学校等におけるUD講座の開催やまつりなどのイベントにおける啓発活動を通して、市民への意識啓発を進める。また、年度末には、UD講座を受講した子どもたちが学んだことなどを発表するUD発表会を開催し、子どもたちの理解の深化と会場に来られた方々への啓発の場とする。	本年度は、これまでにUD講座を9回開催し、326名の方に受講していただいた。学校での開催は二学期に集中するため、これから受講者が増える予定である。この中では、教職員を対象とした講座も開催しており、ユニバーサルデザインの普及啓発に向け、子どもたちだけでなく教職員からのアプローチも行っている。また、今後まつり等における普及啓発や年度末のUD発表会の開催も準備を進めている。
3	危険箇所の啓発	青少年向けに「危険箇所」を調査し、その啓発に努めます。	教育委員会	生涯学習課	危険箇所表示立札を作成し、各小学校へ配布しています。各小学校では学区内の危険箇所の把握及び調査をし、危険箇所表示立札を設置していただいています。	危険箇所表示立札を作成し、8月に各小学校に配布しました。各小学校では、PTA等の協力を得て立札を設置し、啓発に努めていただきました。
4	子どもの安全確保	津市青少年育成市民会議による「SOSの旗」活動を支援し、学校、行政、警察と連携して子どもの安全を確保する取組をします。	教育委員会	生涯学習課	「子どもSOSの家」旗事業は、平成10年2月から、「地域の子供は地域で守る」という視点に立って、子どもたちが危害にあいそうになった時に駆け込める家の目印として、また、犯罪の抑止効果を期待して実施しています。市内小学校を中心とするPTAなどにより、地域の方にご協力をお願いしていただき、旗の設置をしています。	SOSの旗は、平成27年3月末現在で、市内約3,600箇所に設置いただいています。また、本年度は「津・伊勢たばこ販売協同組合」より、「子どもSOSの家」旗事業に協力する旨の申し出があり、市内の販売店に設置いただけることとなりました。
5	子どもの居場所づくりへの支援	放課後児童クラブの運営支援、子ども会育成者活動への支援を通じて、地域での子どもの安全や子育てへの安心づくりに取り組みます。	教育委員会	生涯学習課	放課後児童クラブの運営や子ども会育成者活動を支援することで、共働き家庭など留守家庭の児童が、放課後に安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、自主性、社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成及び家庭の子育て支援を図っています。	放課後児童クラブの支援員を対象とした研修会においてもAEDの使い方や、アレルギーや食中毒を防ぐための衛生管理など、子どもの安全を守るための研修を取り入れるなど、安全・安心を柱に運営していただいています。また、日常の安全を守ることや災害時の対応についても、学校等と連携を図り、足並みをそろえた取り組みを行っています。 こうしたことで、大きな事故もなく、安全安心な放課後の生活の場所の提供ができています。
6	登下校時の安全確保	防犯教育を充実するとともに、保護者や地域との連携を強化し、学校安全ボランティア組織等の充実を図ります。「あんしんねっと津」による、子どもの安全に関する情報発信を行います。	教育委員会	教育研究支援課	各小学校区で子どもの登下校時の安全確保に取り組む「学校安全ボランティア」に係る組織の整備、子どもの緊急時における避難場所の提供を行う「子どもSOSの家」への登録を進めています。また、「あんしんねっと津」を通して、不審者事案に係る情報発信を行い、児童生徒の安全確保に向け取り組んでいます。	「学校安全ボランティア」団体及び「子どもSOSの家」への登録が3,500件を超える状況となっており、整備がかなり進んできています。また、「あんしんねっと津」の登録依頼も年度当初に各校・園に行っており、平成27年9月30日現在で5,858件となり、登録者数も増えてきております。
7	小児救急医療体制の充実	休日応急・夜間こども応急クリニックにおいて、休日・夜間の急病に安心して受診できるように取り組みます。	健康福祉部	地域医療推進室	休日応急・夜間こども応急クリニック（大里窪田町327-1三重病院敷地内）において、小児科専門医による応急診療を行っている。年末年始（12/31～1/3）の昼間の診療を平成26年度から試行的に実施しており、今年度も引き続き実施し、小児における初期救急医療体制の充実を図ります。	休日や夜間に子どもが急に具合が悪くなった場合、かかりつけ医に引き継ぐまでの間、安心して過ごせるよう、今後も引き続き各師会等関係機関の協力を得ながら、応急診療を継続します。
8	小児救急医療体制の充実	受診可能な医療機関に関する情報提供システムや、急な病気、身体健康などの電話相談事業の利用促進に取り組みます。	健康福祉部	地域医療推進室	24時間年中無休で医師や看護師などの専門スタッフが、応急処置の方法や医療機関の案内、妊娠・出産・育児相談に電話で応じる、津市救急・健康相談ダイヤル24を開設し、市ホームページや広報誌への掲載をはじめ、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査の際等にチラシを配布し、周知に努めています。	今年度はこれまで8,375件の利用をいただいております。そのうち16歳までの子どもに関する内容は3,035件で、毎月、相談件数の3割以上が子どもに関するものです。今後も引き続き、関係所属等と協力しながら、機会を捉え相談ダイヤルの周知に努めます。

# 津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

【基本目標 4】 市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります

【推進施策】 (4) 児童虐待防止・社会的養護体制の充実

No.	取組事業	施策の内容	所管部局	所管課	平成27年度における取組	取組に対する評価（H27.9.30現在の進捗状況）
1	関係機関との連携による保護体制の充実	関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応と家庭への支援、配偶者等からの暴力による被害者の保護を図ります。	健康福祉部	こども支援課	児童虐待を未然に防ぐために、民生・児童委員やNPO団体、警察、児童相談所等の各関係機関とともに児童虐待防止等ネットワークを構築し、連携・協働して、虐待予防の啓発や支援を必要とする家庭の支援を行ないます。	広範な市域を持つ津市において、各地域での支援のネットワークや支援体制が求められており、地域の実情を踏まえた効果的な体制を組めるよう、引き続き児童虐待防止等ネットワークの構成機関や各関係団体との連携・協力を努めます。
2	地域の拠点づくり	児童養護施設等の小規模化、高機能化を促進し、社会的養護における地域の拠点づくりを進めます。	健康福祉部	こども支援課	津市が設置する児童福祉法上の児童福祉施設「津市たるみ児童福祉会館」は大舎制施設であり、国の「社会的養護の課題と将来像」で示される社会的養護の方針に従い、小規模・ユニット化に対応した新施設への建て替えを検討してまいります。また、市内の民間児童養護施設につきましても、市補助金「民間社会福祉施設整備費等補助金」の交付等により、小規模・ユニット化に向けた施設整備を支援してまいります。	津市たるみ児童福祉会館は設立以来、一貫して津市社会福祉事業団によって運営されており、今後の当会館の在り方について、小規模・ユニット化への施設整備のみならず、その経営方法も併せて一体的に協議・検討を進めています。 また、真盛学園（津市安濃町今徳247）が本年度内に行う施設整備への補助金交付を予定しております。